

第 51 回
組合議会定例会会議録

高知県市町村総合事務組合

第 51 回高知県市町村総合事務組合議会定例会会議録

- 1 招集年月日時 令和 5 年 8 月 29 日（火）午前 11 時 00 分 開議
- 2 開催場所 高知市本町 4 丁目 1 番 35 号 高知県自治会館 6 階 第 2 会議室
- 3 出席議員
 - 1 番 板 原 啓 文 君
 - 3 番 濱 田 豪 太 君
 - 4 番 山 崎 出 君
 - 5 番 和 田 守 也 君
 - 8 番 池 田 洋 光 君
 - 9 番 田 野 正 利 君
 - 10 番 筒 井 公 二 君
 - 11 番 岩 垣 實 男 君
 - 12 番 尾 崎 政 廣 君
- 4 欠席議員
 - 2 番 中 平 正 宏 君
 - 6 番 古 味 実 君
 - 7 番 片 岡 雄 司 君
- 5 説明のため出席した者
 - 管 理 者 池 田 三 男
 - 副管理者 溝 渕 孝
 - 副管理者 笹 岡 貴 文
 - 次 長 林 博 則
 - 課 長 北 川 博 史
 - 主 任 辻 百 合
 - 主 幹 岡 村 倫 子
- 6 議事日程
 - 第 1 仮議席の指定
 - 第 2 議長の選挙
 - 第 3 副議長の選挙
 - 第 4 議席の指定
 - 第 5 会議録署名議員の指名

第 6 会期の決定

第 7 諸般の報告

第 8 認定第1号 令和4年度高知縣市町村総合事務組合一般会計歳入歳出決算

第 9 認定第2号 令和4年度高知縣市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算

午前 10 時 55 分 開会

○次長（林博則君） まだ定刻までは、5 分ほどございますが、本日、出席予定の皆様方が全員おそろいとなりましたので、開会前に少し説明をさせていただきたいと思います。

本定例会は、本年 6 月 23 日に開催いたしました第 50 回組合議会臨時会以降に、正副議長が辞任したことに伴いまして、議長、副議長の選挙が日程に入っております。

まず、最初に地方自治法第 107 条の規定によりまして、年長の議員さんに臨時議長をお願いいたしまして、議長選挙を行っていただきます。

本日、ご出席いただいた議員さんの中で、年長議員は尾崎議員さんになりますので、尾崎議員さんに臨時議長をお願いいたしたいと存じます。

それでは、尾崎議員、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（尾崎政廣君） さきほど臨時議長ということでご指名をいただきました日高村の尾崎でございます。どうかよろしく、進行の方、よろしくお願いいたします。それでは、着座して議事を進めてまいります。

ただいまから、第 51 回高知縣市町村総合事務組合議会定例会を開会いたします。

これより、会議を開きます。

まず、本年 6 月の臨時会以降、第 3 選挙区及び第 8 選挙区にて補欠選挙が行われ、馬路村長の山崎出さん、いの町議会議長の筒井公二さん、それから、私、日高村議会議長の尾崎政廣が選出されましたので、ご報告いたします。

それでは、選出されました方々に、一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。

まず、山崎議員さん、よろしくお願いいたします。

○議会議員 4 番（山崎出君）

はい。今回、議員ということで選出されまして、馬路村長の山崎でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○臨時議長（尾崎政廣君）

ありがとうございました。

続きまして、筒井議員さん、お願いいたします。

○議会議員 10 番（筒井公二君）

皆様、おはようございます。

いの町議会議長の筒井公二でございます。

どうかよろしく願いをいたします。

○臨時議長（尾崎政廣君）

最後に、私から、ご挨拶を申し上げます。

よろしくお願いをいたします。日高村議会の尾崎でございます。

○臨時議長（尾崎政廣君） ご報告します。

2 番 中平議員、6 番 古味議員、7 番 片岡議員から、所用のため、本日の会議を欠席したい旨、届出がありました。

本日の議会は、地方自治法第 113 条の規定による定足数に達していることをご報告いたします。

次に、管理者から、挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

○管理者（池田三男君） 議長。

○臨時議長（尾崎政廣君） はい。管理者。

○管理者（池田三男君） 皆様、おはようございます。

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、第 51 回高知縣市町村総合事務組合議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には、暑さ厳しい中、ご多用の折にもかかわりませず、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

また、平素は、皆様方にはご協力、ご支援のもと、安定した共同処理事務を行うことが出来ておりますことに対しましても、組合を代表いたしまして、心より厚くお礼を申し上げます。今後も引き続いてのご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日の定例会には「令和 4 年度 決算の認定」の 2 議案を提出しております。議案の詳細は、のちほど、事務局から説明をいたしますので、よろしくご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げ、開会にあたってのご挨拶と

させていただきます。

本日は、どうぞ、よろしくお願いします。

○臨時議長（尾崎政廣君） それでは、これより日程に入ります。

日程第1、仮議席の指定を行います。

今回、新たに当選されました、山崎議員、筒井議員、私、尾崎の仮議席の指定は、ただいま着席の議席といたします。

次に、日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（尾崎政廣君） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

それでは、指名をお願いをいたします。

○議会議員9番（田野正利君） はい。

○臨時議長（尾崎政廣君） はい。9番 田野議員さん、どうぞ。

○議会議員9番（田野正利君） はい。9番 田野でございます。

指名ということでございますので、私の方から指名させていただきたいと思います。従来からですね、町村議会議長会の会長さんが、総合組合の議会の議長になってきた慣例もありますので、今回もそのようにしたらどうかと思いますので、そうさせていただきたいと思っております。よって、今の議長会の会長さんであります、いの町選出の筒井議員さんをご指名いたします。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（尾崎政廣君） ただいま、9番 田野議員から、議長に10番 筒井議員を指名する発言がありましたが、他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（尾崎政廣君） ないものと認めます。

お諮りします。

10 番 筒井議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○臨時議長（尾崎政廣君） 異議なしと認めます。

したがって、10 番 筒井議員を議長の当選人として、告知いたします。

これで、私、臨時議長の職務は終了しました。

議長も交代させていただきたいと思います。

大変、ご協力ありがとうございました。

○議長（筒井公二君） ただいま、高知県市町村総合事務組合議会の議長に推選をいただきました、いの町議会の筒井公二でございます。大変な要職をいただいて、光栄に思うと同時に、本当に身の引き締まる思いでございます。

これからは、高知県市町村総合事務組合の発展のために、誠心誠意、努力してまいるつもりでございますので、皆様のご協力をよろしくお願いをいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（筒井公二君） 着座して進めさせていただきます。

次に、日程第 3、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（筒井公二君） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（筒井公二君） 異議なしと認めます。

したがって議長が指名することに決しました。

副議長に 11 番 岩垣實男君を指名します。

お諮りします。

ただいま、指名しました岩垣實男君を副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（筒井公二君） 異議なしと認めます。

よって岩垣實男君が副議長に当選されました。つきましては、岩垣實男君が当選されたことを告知いたします。

それでは、岩垣實男君に、一言ご挨拶をいただきたいと思います。

○副議長（岩垣實男君） ただいま、ご指名をいただきました北川村議会議長の岩垣でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（筒井公二君） ありがとうございました。

それでは、日程第 4、議席の指定を行います。

今回、新たに議員になられた方の議席は、会議規則の定めるところにより、ただいま着席のとおり指定いたします。

次に、日程第 5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、3 番 濱田議員、8 番 池田議員をお願いいたします。

次に、日程第 6、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日 1 日といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（筒井公二君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日 1 日と決しました。

ご報告いたします。

本日の議案は、管理者から提出され、お手元に配付のとおりであります。

それでは、日程第 7、諸般の報告を行います。

「例月出納検査結果報告書」及び「定期監査報告」は、お手元に配布したとおり、3 頁

と4頁でありますので、お目通しをお願いします。これで、諸般の報告を終わります。

続きまして、日程第8、認定第1号「令和4年度高知県市町村総合事務組合一般会計歳入歳出決算」及び、日程第9、認定第2号「令和4年度高知県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算」の2議案は、関連がございますので一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○次長（林博則君） はい。議長。

○議長（筒井公二君） 林次長。

○次長（林博則君） はい。それでは、令和4年度の「一般会計歳入歳出決算」及び「特別会計歳入歳出決算」につきまして、ご説明申し上げます。失礼とは存じますが着座させていただきます。お手元に、A4版横の「高知県市町村総合事務組合歳入歳出決算書」、それから、A3版横の「主要な施策の成果を説明する書類」、それから、A4版縦の「【事業別内訳】高知県市町村総合事務組合令和4年度一般会計・特別会計歳入歳出決算の状況」をお配りいたしております。決算の内容につきましては、「主要な施策の成果を説明する書類」と、「【事業別内訳】」の書類により説明をさせていただきます。

まず、「主要な施策の成果を説明する書類」によりまして、「退職手当業務」、「消防補償業務」、「議会議員公務災害補償業務」、「交通災害共済業務」、「高知県自治会館管理運営業務」の計5つの業務につきまして、令和4年度の概要の説明を申し上げます。

それでは、お手元の資料の2ページをお開き願います。「退職手当業務」につきまして、ご説明申し上げます。2ページでございます。令和4年4月1日現在、「香南市と香美市の2市」、「23町村」、「17の一部事務組合」と「中芸広域連合」の県内43団体の常勤職員に関連する退職手当の支給事務を一括処理いたしております。対象となる職員数は、令和4年4月1日現在、特別職が72人、一般職及び、一般職とみなすフルタイムの会計年度任用職員合わせまして5,126人の、合計5,198人でございます。市町村負担金は、「一般負担金」と「特別負担金」に区分され、「一般負担金」は、特別職の給料月額1,000分の300、一般職の給料月額1,000分の100、一般職とみなすフルタイムの会計年度任用職員の給料月額1,000分の90の定率で負担していただいております。また、累積収支差額の調整のため、5団体から、別途、定率を上乗せして納付していただいております。また、特別負担金は、退職手当に含まれる役職に応じた調整額と、勧奨退職や整理退職の場合に自己都合退職の場合との差額分を納付していただいております。これから先、説明の都合上、退職手当業務の説明の中で、「一般職」と説明するものにつきましては、「一般職とみなすフルタイムの会計年度任用職

員」が含まれておりますことを、ご理解願います。説明に戻ります。退職手当は、特別職 17 人と、一般職 289 人の合計 306 人に対しまして、23 億 8,079 万 8,922 円を支給いたしました。

続きまして、次のページ、3 ページをお開き願います。3 ページは、構成団体ごとの、令和 4 年度の負担金、退職手当の支給額、退職者の内訳でございます。表題の①から③までの列は、負担金を、④の列は、退職手当の支給額を、⑤の列は、④の退職手当から②の特別負担金を差し引いた、当組合の実質支出金額を算出したものでございます。構成団体ごとの退職者の状況によりまして、⑥の列のとおり、負担金の額と退職手当の支給額との差し引き額に、「プラス」と「マイナス」がございますが、令和 4 年度は、全体としては 5,560 万円余りの黒字でございます。

続きまして、4 ページをお開き願います。退職手当の支給状況を、特別職については、職種別と退職事由別に、一般職については、勤続年数別と退職事由別に、また、特別職と一般職の状況を、退職事由別に整理したものでございます。一番下の表の、「3 退職事由別退職手当合計」に示してありますとおり、特別職につきましては、任期満了退職が 14 人、自己都合退職が 3 人、一般職につきましては、自己都合退職が 119 人、定年退職が 79 人、勸奨退職が 17 人、公務外死亡退職が 2 人、任期終了退職が 64 人でございます。また、退職手当の支給額が、雇用保険法の失業給付相当額に満たず、かつ退職後一定の期間失業しているときに、その差額を退職手当として支給する「失業者の退職手当」を 8 人に支給しております。

続きまして、5 ページをお開き願います。過去 10 年間の年度別の負担金、退職手当支給額、退職者の内訳及び基金残高の推移でございます。基金残高につきましては、平成 25 年度末に 35 億 9,880 万円余りであったものが、令和 4 年度末には 91 億 4,570 万円余りと、55 億 4,690 万円余りの増となっております。基金増の要因といたしましては、構成団体の職員の年齢構成によるものと、平成 24 年度以降において、国家公務員の退職手当が官民格差を解消するために引き下げられたことに併せて、地方公務員の退職手当についても引き下げを行ってきたことによるものと考えております。組合では、構成団体の副市町村長さんら 8 名を委員とした「退職手当問題検討委員会」を開催し、収支予測を行ったうえで、負担金制度の検討を行っております。令和 3 年度に、この「退職手当問題検討委員会」から提出された報告書の内容に沿って、令和 4 年度から、一般職常勤職員に係る一般負担金の負担金率を、将来的には引き上げることを条件に、一時的に引き下げを行い、一般職とみなすフルタイムの会計年度任用職員に係る一般負担金の負担金率についても引き下げを行っております。

続きまして、6 ページをお開き願います。6 ページは「消防補償業務」でございます。ご説明申し上げます。令和 4 年 4 月 1 日現在、構成団体は、9 市、14 町村、5 一部事務組合、1 広域連合で、条例定員 7,823 人の非常勤消防団員の方が対象となっております。

本業務は、消防団員等公務災害補償等共済基金、いわゆる「消防基金」と連動して対応している事業でございます。5 年以上在職して退団された消防団員に、階級と勤務年数によって定められた退職報償金をお支払いをしております。また、団員が消火活動等に出動中あるいは訓練中などに公務災害に遭われた場合や、消防作業等従事者いわゆる民間協力者の方が、身体的損害を被った場合などの損害補償も行っております。構成団体の負担金で消防基金へ掛金を支払うことにより、退職報償金及び損害補償の財源全額を消防基金から受け入れております。令和 4 年度事業の概要といたしましては、退職報償金、損害補償費を押し並べて掛け金と支給額を比較いたしますと、支給額が 5,556 万 7 千円余り上回っております。退職報償金及び損害補償費の支給対象者につきましては、6 ページの下の参考の 2 に記載しておりますとおり、退職報償金は、315 人に支給いたしました。階級別の内訳は記載のとおりでございます。また、損害補償費は延べ 39 人に支給いたしました。

続きまして、7 ページをお開き願います。市町村別の負担金の明細表でございます。「退職報償負担金」は、基準額（19,200 円）×団員定数により、「損害補償負担金」と「事務費負担金」は、消防基金が団員定数により定める額と、当組合の事務費の 25%を、人口割 50%、団員定数割 30%、基準財政需要額割 20%により算出したしております。

続きまして、8 ページをお開き願います。8 ページは、構成団体ごとの退職報償金の支給状況及び階級の内訳でございます。後ほど、ご確認いただければと存じます。

また、9 ページをお開き願います。9 ページは、構成団体ごとに、令和 4 年度に損害補償費を支給した 39 人の補償の内訳を示したものでございます。療養補償費が、5 人で、141 万 9,898 円、休業補償費が、1 人で、2 万 6,700 円、障害補償年金が、5 人で、905 万 3,900 円、遺族補償年金が、28 人で、6,166 万 8,391 円でございます。

続きまして、10 ページをお開き願います。令和 4 年度に認定された事故及び、過年度に認定され令和 4 年度に災害補償費を支払った事故でございます。令和 4 年度に認定された事故は、10 件でございます。下段には、公務災害防止への取り組みとして実施しております安全装備品整備等助成事業と研修会につきまして記載いたしております。安全装備品につきましては、消防基金の事業と当組合の基金を活用いたしまして、安全帽や防火衣など身につける安全用品等の整備を進めているところでございます。令和 4 年度に助成した安全装備品の一覧は 11 ページに記載しているとおりでございます。後ほど、ご覧ください。財源の関係上、令和 3 年度から、構成団体を 4 つのグループに分けて、1 会計年度に 1 グループに対して助成を行うこととしております。令和 4 年度の研修会につきましては、新型コロナウイルスの感染状況から、中止といたしております。例年であれば、消防団員等公務災害補償等実務研修会、若しくは消防団員安全管理セミナー、及び指差し呼称を活用した危険予知訓練である S-KY T 研修などの各種

研修会を、消防基金の事業を活用して取り組んでおります。

12 ページをお開き願います。過去 5 か年度における「退職報償金」及び「損害補償費」の支払状況でございます。後ほど、ご確認いただければと存じます。

13 ページをお開き願います。13 ページは「議会議員公務災害補償業務」につきまして、ご説明申し上げます。この業務は、2 市、23 町村、1 広域連合の議会議員についての公務災害補償業務でございます。一般財団法人 市町村議会議員公務災害補償等組合連合会と連動して対応しております。議会議員の公務災害事案は、平成 13 年度以降発生しておりません。

続きまして、14 ページをお開きください。構成団体ごとの標準補償基礎額と負担金の状況でございます。こちらも、後ほど、ご確認いただければと存じます。

続きまして、15 ページをお開き願います。「交通災害共済業務」につきまして、ご説明申し上げます。この事業は、住民の方を対象とした共済事業でございます。令和 4 年度の加入者数は、13,447 人で、前年度と比べまして、889 人の減でございます。掛金は、1 人年間 500 円でございます。各構成団体におきまして、加入事務の取りまとめ等を行っていただいておりますことから、加入者 1 人当たり 70 円の支部手数料をお支払いしております。令和 4 年度は、共済掛金が 672 万 3,500 円、災害見舞金支払額が 446 万 7,000 円、支部手数料が 94 万 1,290 円でございます。

16 ページをご覧ください。16 ページは、市町村別の加入状況及び災害見舞金支払状況の一覧表でございます。また、後ほど、ご確認いただければと存じます。

続きまして、17 ページをお開き願います。等級別支払金額の一覧表でございます。こちらも後ほど、ご確認いただければと存じます。

続きまして、18 ページをお開き願います。被災者の年代別、被災時の交通用具別の一覧でございます。50 件の被災のうち、60 歳以上の方の被災が 29 件で、58%を占めております。

続きまして、19 ページをお開き願います。平成 17 年度以降の加入者数等の推移でございます。加入率は、平成 29 年度からは 9%を切る状態でございます。

また、見舞金の支払件数は、前年度の 41 件から 9 件増の 50 件、前年度と比べ 158 万 3,600 円増の 446 万 7,000 円でございます。

20 ページをお開き願います。20 ページは「高知県自治会館管理運営業務」でございます。ご説明申し上げます。令和 4 年度における、貸事務所や会議室の賃貸料等の財産貸付収入が、1,813 万 9,700 円、光熱水費の負担金や共益分担金の雑入が、1,016 万 0,076 円、財政調整基金からの繰入金が、124 万 1,035 円で、管理運営にかかる歳入の合計は、2,954 万 0,811 円でございます。対しまして、光熱水費や保守業務委託料などの会館の管理費は、1,812 万 4,638 円でございます。令和 4 年度におきましては、毎年必要な業務に追加して、光熱水費や修繕費、消耗品等の増加、業務委託料の増額、隔年

で実施している空調機器の点検の実施、或いは施設の新たな整備などによりまして、歳入歳出差引額で、前年度と比べ 289 万円余り減の 1,141 万 6,173 円でございます。また、会議室は、知事と町村長との意見交換会をはじめ、当組合の議会や町村会、議長会の役員会など、各団体の活動に関する意見集約や合意形成の場として使用するとともに、県内市町村の振興を図ることを目的とした県や市町村が主催する「25 件」の会議に使用されております。

続きまして、21 ページをお開き願います。21 ページでございます。「施設整備基金」の状況でございます。自治会館の修繕見込みにつきましては、当会館を施工いたしました竹中工務店より入手いたしました、建物と設備の今後 50 年間に必要な修繕見込み額を基に作成いたしております。修繕費がピークとなる 30 年目までに必要となる金額、累計いたしまして 5 億 1,800 万円余りを捻出するため、平成 29 年度からの 30 年間、(2)の積立財源の見込みのとおり、毎年 1,450 万円を積み立てる計画を立てております。単純計算いたしますと、30 年間での基金の積立額は、5 億 1,800 万円余りとなり、必要額に対しまして 900 万円余りの不足が見込まれますが、入札減等を考慮すれば十分対応可能と考えております。施設整備基金の令和 4 年度末残高は、1 億 7,071 万 2,051 円でございます。

22 ページをお開き願います。22 ページから 24 ページまでにはかけましては、執行事務の概要でございます。内容につきましては、後ほど、ご確認いただければと存じます。「主要な施策の成果を説明する書類」についての説明は、以上でございます。

続きまして、令和 4 年度の決算の内容につきまして、A4 縦の「【事業別内訳】」の資料によりまして、事業別にご説明申し上げます。A4 縦でございます。「【事業別内訳】」でございます。まず、1 ページ目は「全体収支」でございます。一般会計の決算につきまして、全体収支の状況を一覧表にまとめたものでございます。歳入の合計は、予算現額 35 億 5,196 万 1,000 円に対しまして、収入済額は、32 億 9,141 万 4,148 円でございます。歳出の合計は、予算現額 35 億 5,196 万 1,000 円に対しまして、支出済額は、29 億 0,696 万 5,683 円でございます。歳入・市町村等負担金の予算現額との差額、まず 1 にあります 2 億 1,800 万円余り、また、歳入・繰入金の予算現額との差額、マイナス 4 億 3,800 万円余り、歳出・事業費の予算現額との差額、6 億 3,900 万円余りが、予算現額との差額の主なものでございます。左下のとおり、歳入合計から歳出合計を差し引きしました形式収支は、3 億 8,444 万 8,465 円でございます。この額から、基金条例の規定により財政調整基金に積立てを行う 47 万 5,795 円を差し引きいたしました 3 億 8,397 万 2,670 円を令和 5 年度へ繰り越すことといたします。実質単年度収支は、形式収支の金額に基金積立金を加え、繰越金と基金繰入金を差し引いた額でございます。

続きまして、2 ページをお開き願います。2 ページは「共通経費」でございます。「共通経費」は、議会費、総務管理費など当組合の全事業に関連する経費を取りまとめ

たものでございます。まず、歳入の「1 職員費負担金」は、市町村振興協会などからの人件費負担金でございます。当組合と事務局を同じくする高知縣市町村振興協会、高知県町村会、高知県町村議会議長会等の業務は、派遣協定に基づき当組合から市町村振興協会及び町村会に派遣している8名の職員で行っておりまして、給与につきましても、市町村振興協会及び町村会で支給しております。また、常勤の副管理者、次長、財務課長は、総合事務組合と町村会等の事務局を兼務いたしておりまして、給与は、総合事務組合から支給しております。そのため、この職員費負担金の1,939万3,718円は、振興協会、町村会、議長会などからの、常勤の副管理者、次長、財務課長の人件費に対する負担金と、派遣職員に係る退職手当や共済費の負担金などでございます。「2 特別会計繰入金」は、交通災害共済特別会計からの事務費等に関する負担金でございます。「4 雑入」は、消防基金からの助成金でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。支出済額は、「1 議会費」、「2 総務管理費」及び「4 監査委員費」の合計で、5,940万0,303円でございます。内容につきましては、それぞれ備考欄に記載しておりますとおり「議会費」は、組合議会への議員さんの出席旅費及び高速道路通行料金、「総務管理費」は、正副管理者への報酬、事務局職員の人件費及び各種事務経費でございます。このうち、負担金補助及び交付金の262万7千円余りにつきまして、若干、ご説明させていただきます。内訳は、備考欄に記載しておりますとおり、町村会共通経費負担金、高知縣市町村職員互助会負担金、全国退職手当組合協議会負担金でございます。町村会共益分担金は、当組合や町村会、議長会等が共通で使用する消耗品や備品、通信運搬費、パソコンのリース料等の共通経費につきまして、一旦町村会で支出し、その利用割合に応じて、各組織で負担しているものでございます。「監査委員費」は、監査委員による監査等に係る旅費でございます。これらの経費は組合全体の共通経費でございますので、歳出合計から歳入合計を差し引きしました3,729万8,975円を、従前から、下のアスタリスク記号のついた「(各事業負担額内訳 再掲)」の表のとおり、当組合の各事業で負担しております。

なお、この概要につきましては、「共通経費の構成図」として、本資料の最終ページでございます9ページに付しておりますので、また、後ほど参考にしていただければと存じます。

つづきまして、3ページをお開き願います。「退職手当業務」につきまして、ご説明申し上げます。歳入の主なものは、構成団体職員の給料月額をもとに算出する一般負担金と、役職に応じ支給する退職手当の調整額や勧奨退職の場合における自己都合退職の場合とのこの差額を負担していただく特別負担金の、合計24億3,640万円余りでございます。そのほか、基金運用収入や繰越金を合わせまして、収入済額は、28億3,572万7,989円でございます。申し訳ございませんが、お手元の決算書、歳入歳出決算書の6ページをお開き願います。歳入1款1項1目退職手当負担金の2節特別負担金につき

まして、520 万 2,000 円の収入未済額がございますので、ここでご報告させていただきます。この収入未済額につきましては、納入団体において退職手当に係る特別負担金の振り込み手続きを令和 5 年 5 月末に行った際に、振り込みを文書扱いとしたため、当組合口座への入金が出納閉鎖後の 6 月となったことによるものでございます。他に収入未済額はございませんでした。【事業別内訳】の資料にお戻りください。3 ページの【事業別内訳】の資料の歳出でございます。歳出につきましては、退職手当として支給いたしました 23 億 8,079 万円余りのほか、退職手当システムの保守業務及び改修業務の委託料の 167 万 2,880 円、システム機器リース料の 52 万 2,060 円、基金積立金の 1,329 万 9,338 円、幡多中央環境施設組合の脱退に伴う負担金還付の 2,709 万 4,874 円の計 24 億 2,338 万 8,074 円でございます。歳入歳出差引額の 4 億 1,233 万 9,915 円から共通経費と自治会館の光熱水費負担金及び会館維持管理費を差し引きしました 3 億 8,349 万 6,876 円が、退職手当業務における翌年度への繰越額でございます。

続きまして、4 ページをお開き願います。「消防団員等公務災害補償業務」につきまして、ご説明申し上げます。この事業は、市町村の消防団員等公務災害補償及び消防団員退職報償金の共済制度を実施する機関でございます「消防団員等公務災害補償等共済基金」いわゆる消防基金と連動して実施しております。歳入項目 2 の「消防共済基金支出金」は消防基金からの災害補償費等の受け入れでございます。それぞれの備考欄にございますように、対応する歳出の特定財源となっております。また、歳入項目 1 の「市町村負担金」は、歳出項目 6 の「消防共済基金掛金」や共通経費、光熱水費負担金、会館維持管理費に充当いたしております。歳出項目 5 の「安全装備品助成事業費」には、歳入項目 2 の消防基金からの「事業助成金」の 232 万 3 千円と、財政調整基金を取り崩した歳入項目 4 の「基金繰入金」の 4,050 円を充当しております。歳入合計は、4 億 0,205 万 2,497 円、歳出合計は、3 億 9,058 万 2,560 円、歳入歳出差引額は、1,146 万 9,937 円でございます。この歳入歳出差引額から、左下の表にありますように、共通経費、自治会館の光熱水費負担金、会館維持管理費を差し引いた 95 万 1,589 円が、消防団員等公務災害補償業務における剰余金でございます。この剰余金につきましては、基金条例の規定により、2 分の 1 を超える額を消防団員等公務災害補償業務の財政調整基金に積み立てることとなっております。このことから、剰余金の 2 分の 1 を超える 47 万 5,795 円を、財政調整基金に積み立てることとし、残りの 47 万 5,794 円が、消防団員等公務災害補償業務における翌年度への繰越額でございます。

続きまして、5 ページをお開き願います。5 ページは「議会議員公務災害業務」でございます。歳入合計は、構成団体から申出のあった補償基礎額をもとに算定した、市町村等負担金の 170 万 7,800 円と、基金運用収入の 272 円との合計の 170 万 8,072 円でございます。令和 4 年度中に公務災害の該当事案がありませんでしたので、歳出合計は、「町村議会議員公務災害補償等組合連合会」への共済基金掛金の 96 万 5,600 円と、基

金積立金の 272 円との合計の 96 万 5,872 円でございます。歳入歳出差引額の 74 万 2,200 円は、全額を共通経費に充当いたしております。

続きまして、6 ページをお開き願います。「自治会館管理業務」につきまして、ご説明申し上げます。令和 4 年度、自治会館は、2 階の研修室と、4 階の北側の事務室をこうち人づくり広域連合に、4 階南側の事務室を高知県保健体育課に貸出しいたしまして、3 階、5 階、6 階を当組合と、町村会、議長会、振興協会等で共同使用しております。まず、歳入でございますが、「2 財産貸付収入」は、こうち人づくり広域連合、高知県保健体育課及び 3 階第 1 会議室の貸室料等でございます。「3 基金繰入金」は、歳入不足分を補うために財政調整基金を取り崩したものでございます。「5 雑入」は、入居団体からの光熱水費の負担金や、町村会、議長会、振興協会からの共益分担金でございます。以上、歳入合計は、2,982 万 4,262 円でございます。歳出の「1 会館管理費」は、光熱水費、修繕費、消耗品費等、また建物災害共済の掛金、清掃業務やエレベーター保守などの委託料、3 階第 1 会議室への除湿器の設置工事費でございます。以上、歳出合計は、3,262 万 8,874 円でございます。歳入歳出差引額は、左下のとおり、マイナス 280 万 4,612 円でございます。この額から、共通経費の 37 万 2,599 円を差し引きまして、各業務からの負担額 317 万 7,211 円を加えますと剰余金額は、0 円となります。各業務負担額の内訳につきましては、下の表に記載のとおりでございます。

続きまして、7 ページをお開き願います。7 ページでございます。特別会計の「交通災害共済業務」につきまして、ご説明申し上げます。まず、歳入でございますが、共済掛金は、加入者 1 万 3,447 人分の掛金でございます。掛金は、1 人 500 円です。繰入金は、特別会計の歳入不足額について、交通災害共済基金を取り崩して対応したものでございます。歳出に移りまして、事業費のうち報償費は、各市町村支部に、加入者 1 人当たり 70 円の手数料をお支払いしたものでございます。需用費は、加入者募集用のリーフレットの印刷代でございます。補償・補填及び賠償金は、事故に遭われた加入者に対する 50 件の災害見舞金でございます。一般会計繰出金の 268 万 9,400 円は、共通経費や自治会館の光熱水費に対する交通災害共済事業の負担分として、共済掛金の 40%を一般会計に繰り出したものでございます。以上、歳入歳出とも、決算額の合計は、881 万 5,046 円でございます。

8 ページをお開き願います。8 ページでございます。令和 4 年度中の基金の運用状況でございます。令和 4 年度末の基金残高は、合計で、95 億 2,769 万 0,840 円でございます。退職手当基金の 40 億円を、有価証券にて、残りの全ての基金のうち、50 億円を、定期預金にて運用しております。

続きまして、9 ページをお開き願います。先の「共通経費」の項目でご説明申し上げました共通経費の各事業及び町村会等の負担状況について記載した構成図でございます。

以上で、令和 4 年度一般会計、特別会計の歳入歳出決算につきまして説明を終わり

ます。

どうぞご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（筒井公二君）　続きまして、監査委員に決算審査の報告を求めます。

濱田監査委員さん、お願いをします。

○監査委員（濱田豪太君）　はい。それでは、決算審査の結果につきまして、ご報告をさせていただきます。

去る、令和 5 年 7 月 24 日 午後 1 時から、安田町の黒岩町長と二人で高知県自治会館におきまして、令和 4 年度高知縣市町村総合事務組合一般会計歳入歳出決算及び交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の決算審査を実施いたしました。

審査に付された一般会計・特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果その計数は正確であり、予算の執行は所期の目的に従って執行されているものと認められましたので、ここに報告をいたします。

以上でございます。

○議長（筒井公二君）　濱田監査委員、ありがとうございました。

以上で、認定第 1 号及び第 2 号の説明並びに決算審査の報告が終わりましたが、本 2 議案に対する質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（筒井公二君）　これで、質疑を終わります。

お諮りします。

本 2 議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（筒井公二君）　異議なしと認めます。

従いまして、そのように決定しました。

これより、採決に入ります。

認定第 1 号「令和 4 年度高知縣市町村総合事務組合一般会計歳入歳出決算」を採決します。

本議案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（筒井公二君） 全員挙手であります。

よって本議案は、原案のとおり認定されました。

続きまして、認定第 2 号「令和 4 年度高知縣市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算」を採決します。

本議案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（筒井公二君） 挙手全員であります。

よって、本議案は原案のとおり認定されました。

以上で提出された議案については、全て議了いたしました。

議事運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして、第 51 回高知縣市町村総合事務組合定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前 11 時 45 分 閉会

上記のとおり第 51 回高知県市町村総合事務組合議会定例会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、議長及び署名議員が署名する。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名者

臨時議長 尾崎 政 廣

議 長 筒 井 公 二

議 員 濱 田 豪 太

議 員 池 田 洋 光